

高知大学大学院総合人間自然科学研究科の長等に関する規則

平成 20 年 3 月 26 日
規 則 第 83 号

最終改正 令和 7 年 3 月 25 日規則第 92 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、国立大学法人高知大学組織規則第 40 条第 2 項、第 41 条第 2 項、第 42 条第 2 項及び第 43 条第 2 項の規定に基づき、高知大学大学院総合人間自然科学研究科（以下「研究科」という。）に置く研究科長、副研究科長、専攻長及び副専攻長（以下「研究科の長等」という。）に関し必要な事項を定める。

(研究科長)

第 2 条 研究科に、研究科長を置く。

- 2 研究科長は、学長が指名し任命する。
- 3 研究科長は、研究科の運営を統括する。
- 4 学長は、研究科長が次のいずれかに該当するとき、その他研究科長たるに適しないと認めるときは、役員会の承認を得て研究科長を解任することができる。
 - (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反があるとき。

(副研究科長)

第 3 条 研究科に、副研究科長を置くことができる。

- 2 副研究科長は、研究科専任の教授のうちから、研究科長が指名する。
- 3 副研究科長は、研究科長の職務を補佐し、研究科長に事故があるときは、その職務を代行する。

(専攻長)

第 4 条 専攻に、専攻長を置く。

- 2 専攻長は、専攻会議の推薦を受けた当該専攻の専任教員の教授のうちから、研究科長が指名し学長が任命する。
- 3 専攻長は、専攻の運営を統括する。

(副専攻長)

第 5 条 専攻に、副専攻長を置くことができる。

- 2 副専攻長は、当該専攻の専任教員の教授のうちから、専攻長が指名する。

3 副専攻長は、専攻長の職務を補佐し、専攻長に事故があるときは、その職務を代行する。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、研究科の長等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 1 月 28 日規則第 43 号）

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 25 日規則第 92 号）

1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行前から在職する専攻長は、この規則による改正後の高知大学大学院総合人間自然科学研究科の長等に関する規則により任命されたものとみなす。

3 この規則の施行前から在職する副研究科長及び副専攻長は、この規則による改正後の高知大学大学院総合人間自然科学研究科の長等に関する規則により指名されたものとみなす。